

平成 29 年度 第 4 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 30 年 1 月 19 日（金） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 15 分
開催場所	松阪市役所 5 階 特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 颯子（司法書士）
事務局	契約・検査担当参事 岡野 契約監理課長 松下 調達係長 湯川 検査指導係長 野口 契約係長 渡邊
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 29 年 10 月から 12 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（古田委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・議題 1 の入札及び契約の状況報告として、今期 10 月から 12 月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明された。	・工事の発注状況について 第 3 四半期の入札件数は総計 140 件。内訳は工事 126 件、委託 14 件、入札不調なし。契約金額は合計 14 億 2233 万 6240 円で、その内工事 13 億 7817 万 720 円、委託 4416 万 5520 円となった。件数、金額ともに前年比で差はあるものの、概ね同程度の発注状況。 4 月からの累計では、総件数 407 件で前年比 9 件増、契約金額約 70 億 8000 万円で前年比約 10 億円増と第 1 四半期発注の粥見小学

委 員	事 務 局
	校・松阪図書館など大型事業の影響も受け、前年を上回っている状況。また今期の平均落札率は全体で 84.55%で工事、委託ともに最低制限価格付近での落札率で、競争性が十分発揮された結果と考えている。 ・指名停止措置について 今期の指名停止は計4件。工事関係3件、物品・業務委託関係1件。 まず1件目の業者は、神奈川県内の碎石採掘跡地で同社が受託している建設発生残土埋め立て事業用地内へ産業廃棄物、がれきやコンクリート片など約417トンを不法に捨てたとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反の容疑で平成29年9月28日に同社従業員が逮捕され、10月18日に同社及び同社従業員が横浜地方検察庁より起訴されたことから4か月の指名停止としたもの。 次に2件目の業者は、同社使用人が福島県田村市発注の除染事業にかかる作業員宿泊費を水増し請求したとして、詐欺罪の容疑で平成29年9月28日付け公訴提起されたことにより1か月の指名停止としたもの。 次に3件目の業者は、三重県度会町発注の電気設備工事をめぐり、入札前に設計金額を職員から聞き出し、この情報をもとに落札したとして「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の違反の容疑により、平成29年9月26日に逮捕され、10月17日津簡易裁判所から罰金50万円の略式命令、即日納付し刑が確定したことから4か月の指名停止としたもの。また、この事件では同法違反で情報を漏らした側の度会町税務課の係長も逮捕され、同様に50万の罰金で刑が確定している。 次に4件目は、本市ごみ収集関係の入札契約手続きにおける指名停止案件。この業者は、本市発注で平成29年9月20日に入札執行した「平成30～32年度三雲地区可燃ごみ等収

委 員	事 務 局
	集運搬業務委託」において、錯誤による入札金額の記載誤りで、積算金額とは程遠い金額であるため物理的に入札金額での契約ができないと落札決定後に申し出があり、契約締結に至らなかったことから2カ月の指名停止としたもの。なお、この案件は改めて後日、仕様内容を若干変更のうえ再度入札し、受注者が決定している。
●抽出事案の審議（古田委員抽出）	
・それでは、この四半期における抽出案件として、落札率が高かった案件、入札参加者が少数だった案件などを、事前に事務局に抽出を依頼しているので、事務局から説明をお願いしたい。	・入札参加者5社以下で落札率90%以上の案件は4件あった。 「観光交流拠点施設本館展示工事」は新築する観光施設内における観光、文化情報などを模型やパネルを造作する工事で、観光施設や博物館などの展示をイメージしてもらうと良い。工事は建設業法上の内装工事に分類されるが、展示パネルや模型、展示ケース、映像コンテンツの作成なども含み、本市でも過去に例の少ない特殊な工事であり参加条件に業者、技術者実績で同種の官公庁実績をもとめ発注したところ、全国まで地域拡大したがその専門性の高さから、この分野の専門業者3社のみの参加となった。特殊性の高い本工事で、品質、履行の担保を確保しつつも、結果的にはしっかりと専門業者3社の参加が確保できたことから一定の競争性は確保できたものと考えている。 次の「普通河川富士見谷川河川改良工事」は、飯南地域内にある富士見谷川の河川改良工事で過去からの継続事業。この工事は飯南飯高の地域指定で発注する土木一式工事で、昨年度も落札率が90%を超えて、本委員会でも抽出事案として審議いただいている。現場が山中で、樹木伐採しての仮設道路設置や、現場作業に運搬距離があるなど、施工条件等が他の工事とは異なる部分もあるものの、今後継続する事業の中では引き続き入札

委 員	事 務 局
	結果に注視していかなければならないと考えている。 次の「準用河川神道川法面維持工事」と「矢津町田災害復旧工事」はそれぞれ、河川維持、田の復旧工事と小規模な工事で、利益が見込みにくい工事と思われ、参加少数、高落札となったと考えている。 次に落札率が90%以上となった案件は2件。いずれも予定価格算出率が抽選で高めの設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回ったことによるもので、従来から一定程度発生している事象のもの。 次に、入札参加者が5社以下の案件は23件あった。例年この時期は業者側の手持ち工事が増え、取り分け採算が取りにくい少額工事や特殊性のある工事などは、5社未満となるケースが増加する傾向にある。参加少数だが落札率から一定の競争性は確保できていると考えている。 次に、低入札型案件は2件。「污水管渠工事（その2）」は応札者のうち一番低い業者が失格基準を下回り失格、続いて3社が同額となり、低入札調査の順をくじで決定し、同額順1、2、3の順で審査したが、いずれも審査基準を満たさず失格、次点候補の業者が落札した。落札率は84.45%と調査基準付近だが低入札契約となった。 続いて、「美濃田町外配水管布設替工事」は、1番低かった業者が低入札の審査基準を満たさず失格、次点の2社が同額でくじにより同額順1、2の順に審査したがいずれも失格、さらに次点候補も失格となり、次の業者が落札率76.71%で低入札契約となった。 いずれの結果も下限値付近への応札が集中している状況があり、制度試行においては注視が必要と考えている。 次に希望価格型の3件。 希望価格方式は積算が見積等によるもの

委 員	事 務 局
この四半期の案件では、大きく目立った案件は無かったように思うが、個別注目して4点ほど確認していきたいと思う。 まず1点目、観光交流拠点施設本館展示工事について、先ほど説明があったとおり新しい観光施設の展示工事ということだが、今期の抽出案件の中では1番規模が大きい工事。特殊と言ってもこの規模の工事で、全国の業者を対象にして3社の参加になるものなのか。特殊性の説明もあったが、工事内容では内装工事や模型造作、映像コンテンツなど様々な内容だと。例えば内装工事だけとか、映像コンテンツだけとか分離発注する方法も選択肢として有るのか、その場合はこれよりは多くの参加があるのか、とも思うがそのような検討はされているのか。	で予定価格や最低制限価格の設定根拠が乏しい工事や、工事の特殊性や専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性の担保を目的とした「希望価格」を提示する方式で、最低制限価格は設定せず今回3件執行している。入札結果は少数参加だったが、落札率からは見えない競争性も含め一定の結果が得られたものと考えている。 次の不調・中止は今期はなし。 お話しのとおり、規模的には1億7千万と大きく、全国発注しながらも3社の参加となったもの。先ほども少し説明したが、今回の工事は内装工事となるが、その内容は内装だけでなく、展示物や映像コンテンツの制作、映像機器や展示ケースなども含み幅の広い工事となっている。ご説明の様に例えば間仕切りや壁材の仕上げなどの内装工事を市内業者に、映像コンテンツ制作を専門業者に委託して、映像機器や展示ケースなどもそれぞれ物品購入や製造として別発注することも、考え方としてはあると思う。この件は事業担当課でも検討しており、今回対象の観光交流拠点施設は、観光情報・物販と歴史・文化機能を複合した2階建ての施設で、1階では、シアター映像だけでなく物販展示においても松阪の歴史文化、松阪ブランド、海産物、木綿なども取り入れたグラフィックを含め、視覚情報も提供する施設となっており、2階は、参宮街道をテーマに「松阪ものがたり展示」として、可動壁による本居宣長、三井高利などの壁面グラフィックや年間400万人が通った街道としてCG再現と実写ドラマを用いて一連のストーリーで多様化された歴史を表現するものとなっている。この施設整備において分割発注となると、例えばそれぞれの内容に齟齬がうまれたり、無駄に内容が重なったり、展示・施設全体のバランス

委 員	事 務 局
今回工事は明らかに一括施工の必要があるということに理解したが、今後も工事内容によっては分離発注の検討を行い、可能なものは地域業者の活用や競争性の観点から取り組んでいただきたい。 観光交流拠点に関連して監理業務委託の発注もあるが、建築工事とほぼ並行して進んでいる工事ということか？ 映像コンテンツなどがあるということだが、この様なものの調達には価格競争だけでなく提案型の方式もあると思うが。 続いて2点目は「普通河川富士見谷川河川改良工事」について。先ほどの説明の中で、この工事はこれまでも継続してきた事業で、飯南飯高地域の地域指定で発注していて、昨年度も落札率が高かったと説明があった。昨年度も同じ確認があったかも知れないが過去の入札結果を確認したい。 今の説明でこれまでも26年度の85%を除いて、90%を超える落札率で参加者は全て少数の限定的な状況ということ。まずこの工事は松阪市が取り組む地域指定型で発注されており、今回落札率は93%で落札者以外の応札もすべて予定価格付近の高い入札になっている。松阪市の入札では、今期の平均落札率でもそうだが、最低制限価格付近での落札がほとんどの状況からすると、この工事では今回も競争が働いていないようにも見えるが、改めて何か特別に特殊な工事内容、事情でもあるのか確認したい。 施工条件として、やはり手間や経費が掛かる可能性も含めて応札されることは当然のことだと思うが、特別に特殊な工事でない	がとれないことになったり、また、映像機器や照明工事に関しては、各種造作や、グラフィック表現との位置関係、映像や照明などを照射する角度等も含め調整を要し、加えて、別途発注している本体の建築工事と、この展示工事との調整や、電気容量、スイッチなども含め様々な調整をスムーズに行っていくことが分割施工では不可能であり、検討の結果今回の発注となっている。 建築工事が先行し、展示工事が入れる時点で同時に入っていくことになる。この監理業務委託は建築工事の監理業務。 今回製作する映像コンテンツについて、担当課でどの様なものを製作するか仕様書でしっかりと条件付けでき、提案方式までの必要がないと判断している。 富士見谷川河川改良工事の入札実績としては、平成25年度が6社の参加で落札率が約93%、26年度は4社参加で85%、27年度は6社参加で90%、昨年28年度は6社参加で90%、今回が5社参加で93%となっている。 これまで事業進捗で工事内容や規模も変わるところ、結果として設計価格が1500万円未満の土木一式工事となっており、委員ご説明の飯南・飯高地域限定の参加条件で発注している。また、この工事は継続工事であることによって工事内容は異なるが、この現場が山中にあり樹木伐採しての仮設道路設置や、現場作業に運搬距離があるなど、施工条件等が他の一般工事と比べ経費的な面で必要となる要素もあるかも知れないが、特別に特殊性のある工事ではないと考えている。 この工事は地域指定型として発注しており、地域建設業の育成や災害対応、維持事業対応も考慮しこの方式を継続してい

委 員	事 務 局
すれば全ての応札が 90%を超えていることには疑問を感じる。これに限らず、飯南飯高地域の地域指定案件では対象者も少ないので、結果的に参加者数が限定的で、これまでも適正な競争性については当委員会から意見もしているところ。適正に競争性が発揮されたとは言い難いと思うが、今後入札参加条件の検討の余地があると思うが如何か。 次の 3 点目は今期 2 件あった低入札案件について。低入札型についてはこれまでも随分と競争が進んできており、先ほども説明があったが、下限値付近への集中や、その結果同額になるほどの入札結果が今年度随分と出ていたように思う。前回の委員会でも話があったが、そもそも一律失格とする最低制限制度の補完という導入目的や最低制限型のような現在の状況、最低制限型を 85%に設定している政策的判断との整合性などについては、一度検討する時期とも思うが、何か検討されていることがあればお聞かせいただきたい。 今回いくつかの業者が失格となった理由は積算内訳の審査率で条件を満たさなかったということか。また、今の入札状況からすると、積算内訳の審査で失格とならなかったら下限値付近での落札となるものばかりか。 入札手続きとしては、施工が可能な金額としてもあまりに低すぎると、判断基準で失格となるので、高めの金額で入れれば失格にはならないということだが、それでは落札できないということがある状況。 積算内訳等の審査基準だけで失格となることは本来望ましいものではないと思うが、あまりに業者側に負担のかかる審査制度も望ましくない。	る。当然のことながら、適正な競争性が前提となることは言うまでもないところで、今回の入札も 5 社参加によって競争された結果としか現時点ではお答えできないが、特に継続してきている事業でもあり、今後もしっかりと注視していきたいと考えている。 低入札制度については、当委員会でも試行状況を毎回確認いただき様々な意見をいただいているところ。今年度の入札では随分と下限値に応札が集中している状況がある。しかし、案件によっては応札に幅があるものも見受けられ、また今回の様に結果的に審査失格者が出るなど各種の審査基準が機能している結果も見受けられる。これまで当委員会方からご指摘の状況はしっかりと認識しながら、今しばらく慎重に状況を注視し継続していきたいと考えている。 そのとおり積算審査で失格となったもの。また、入札が下限値付近に集中していることは恒常化しつつあり、積算審査や平均値等を使う失格基準審査などが機能し失格となっている状況である。 制度試行初期はまだ入札額にもばらつきがあったが、回を重ねるごと競争が進み入札額は低下、今では下限値付近に集中してきている。これほどの価格低下は当初想定を上回るもの。 現在の試行では数値的判断基準をメインの審査方法として進めている。当委員会からの意見もいただく中、ご説明のとおり発注者受注者ともに負担のかからない制度を基本方針に制度構築している。その他審査項目には技術者配置や実績判定、手持ち審査などもあり、品質担保としても専任の担当技術者の

委 員	事 務 局
因みに、参加条件の経審点数は何点くらいか。金額が低くても品質担保のため点数条件を900点とかに上げることはできないのか。 最後に希望価格型について確認したい。希望価格型は、先ほども説明があったが、業者見積によって設計積算するような工事で予定価格や最低制限価格の設定の妥当性が乏しいものや、特殊性から全国発注しても競争性が限定されるような工事などに導入されているものだが、改めて具体的にどのような手続きと内容で実施されているのか確認したい。 確かに業者見積は高くなっていると思う。だからそのまま上限価格である予定価格とするのではなく、ある程度控除して採用するということだが、それを希望価格という名称で位置付けしていることについて、これまでも運用されている制度だが理由を改めて確認したい。 何となく意味はわかるが、やはりそれはつまり予定価格であって、予定価格に改めても良いのではないか。希望価格としていることが逆に違和感があるし、他の発注者でもこのような取り扱いがあるのか。	追加配置や契約保証3割とするなどで対応している。 この案件は土木一式で830点以上。下水道の推進工事などでは870点の案件もある。点数を上げることは競争性と品質のバランス。狭くすると競争性は下がる方向になる。現在参加可能としているものより更に品質担保を求めなければならない理由があれば有り得るが、今のところは考えていない。 希望価格型は委員ご説明のとおり、競争性の乏しい案件、具体的には業者見積によって設計積算するような特殊工事や例えばこれまでの入札結果から、かなり低い落札率となっても工事品質がしっかりと確保されている工事などでは、契約上限である予定価格の設定を結果として業者見積に委ねることや、最低制限価格の設定を業者見積から設定した予定価格の85%にすることについて、妥当性が確保できないと判断し対策しているもの。具体的には、業者見積等で積算した段階の設計金額から一定率を控除し希望価格、予定価格を設定している。品質に対しては参加条件で経審点数や過去実績を求めるなどして担保し、最低制限は設定しないこととしている。 希望価格はあくまでも発注者側が契約を希望する価格であり言葉のままの意味。予定価格と同じ意味だが、業者見積をそのまま採用しない、つまり業者見積は適正でないということ判断することになるので、見積協力業者へ配慮した表現ということになるのだと思う。 設計金額や予定価格に採用する業者見積を原則的には根拠なしに控除すると、いわゆる歩切りに該当する。しかしながら、業者見積に対して適正性を検証せず、そのまま採用してしまうことも、場合によっては過大な設計、公費の無駄使いとなってしまう。本市の

委 員	事 務 局
業者見積は複数とって平均や最低値を採用するような方法か。 今回の3件工事の内、それぞれの工事で基準価格などが無く見積で積算する方式になるということか。マンホールポンプなどは積算できないのか。仕様は発注者が決定しているのだと思うが。若しくは過去の落札実績から実勢価格を把握して予定価格を設定できないのか。 数多くのデータを収集したり、かなりの手間をかければそれらしいものは作れるかもしれないが、その負担を考えれば現在の希望価格方式は効率が良いのだと思う。 現在の目的や考え方、その必要性も理解した。また、工事案件ごと必要に応じた柔軟な取扱いを要することだと思うので、事業ごと、工事ごと他の発注者の状況なども研究して今後も進められたい。	希望価格型は先ほど説明したケースに限って採用しており適正価格とするための控除であり、それはつまり予定価格と言える。本市はこの控除する作業を不正行為等も含め人為的ミスなどのリスクを極力なくするため、積算担当ひとりの手に委ねるのではなく、控除前の設計金額から組織的に機械的に控除することとしている。委員ご指摘の点については、他の発注者の状況も確認しながら今後も検討していきたい。 工事によって件数は異なるが複数見積をとる。その後どのような採用方法になるかは、それぞれの見積内容により対応することになり、工事によってはご質問のとおり平均値や最低値を採用するような方法もある。 ポンプ関連の価格については見積を参考に積算することになる。設計仕様はこちらが設定する。ポンプ工事と言っても施工条件含め全く同じものはない。また実際、受注生産品で能力も異なることが多く一定の金額を持つことは難しいため、その都度の見積になる。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・確認対象となるこの四半期の随意契約について事務局より説明をお願いします。	・今回対象の随意契約4件について説明する。 ① 地元木材を使用した児童用椅子・机の備品購入 本事業は、松阪産木材を使用した椅子・机

委 員	事 務 局
この事業はこれまでも実施してきたもの だと思うが納入先は保育園だったか。随意契 約理由は当然に同じ内容か。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものとするが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 	を公立保育園に導入し、地域材の利用拡大や 地域木材振興に寄与するとともに、幼少期か ら木の温もりや物を大切にすることを育てる ことを目的とし、平成30年度までに市内の 全公立保育園へ配備することを目標として いる。本事業で導入する椅子は、製造者によ り特許庁への意匠登録がなされており、机は それに応じたものを導入するものであり、そ れぞれ園児の体格や使用時の安全性及び環 境づくりに配慮した家具である。また、本製 品は、平成26年度より導入しており事業目 的の達成や管理面等を考え公立保育園全体 で統一された規格であることが望ましいこ とから随意契約を締結したもの。 平成26年度からの継続事業でありこの 事業では保育園が対象。同様の随意契約を締 結している。 ② 嬉野ふるさと会館調光卓等取替工事 嬉野ふるさと会館は平成5年に建築され 舞台調光機器なども開館当時に整備されて いる。この内、調光卓や保守用基板などは、 平成20年の集積回路生産中止により保守が できない状態で、現在、調光卓の一部が故障 し機能しないことから今回改修を行うもの である。調光機器類は、照明装置、調光盤、 調光卓の3種類で構成されており、各々が電 気信号で相互調整される機器である。今回の 改修では、特にニュートラルスイッチ（負荷 電流が流れないようにする部品）や作業灯回 路などの改修において、各基板との動作保証 が将来的にも担保されることが必要条件と なるが、他メーカーの機器組み合わせは動作 保証がされず不具合発生時の対応も困難で

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	責任所在も不明確となる。以上のことから、既存設備と機能上の相互連携が可能で、改修後の動作保証も確保され、万が一の不具合発生時にも早期解決が担保できる調光盤製造業者が唯一の業者となることから随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	③ 中川駅東西連絡地下道エスカレーター修繕 中川駅東西連絡地下道に設置のエスカレーターは連絡道完成時の平成16年1月から稼働し13年が経過する中、主要部品の摩耗等劣化により故障も発生している。安全正常な利用を継続するため、平成28年度には踏板面のチェーンなどの交換修繕を実施し、今年度は手すり部分のチェーンなどの交換修繕を行うものである。エスカレーターはメーカー独自の機構や技術により製造されており、修繕にあたっては既設エスカレーターの構造、規格等に精通していることが不可欠であり、また高い安全性の確保及び不具合発生時の迅速な対応も求められるものであることから、唯一条件を満たすことが出来る設置業者と随意契約を締結した。
	④ ため池耐震診断業務委託（耐震性能点検照査） 当業務は平成25年度実施の「ため池診断業務（一斉点検）」並びに「ハザードマップ」と合わせ、改修計画策定に必要な一連の調査検討業務であり、過去データとの整合をとりつつ、改修計画策定のための基礎データを作成するものである。業務実施にあたっては、堤体健全度や流域に及ぼす影響の解析について、農水省が推奨する解析ソフト（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 開発）を用い実施するが、現在県内では土地改良法に基づき設立された、契約相手のみがこのソフトを所有しており、またこれ

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	まで松阪市のため池定期診断を昭和 52 年から行い、継続的にため池の状態を把握していることから、一般競争入札の積算よりも現地調査等の作業が省略でき直接経費の削減により有利な価格で契約することもできるため随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成 30 年 3 月 28 日（水）の 15：30 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。	